

第7次福岡県建築物安全安心実施計画

福岡県五特定行政庁連絡協議会

令和2年4月1日

目 次

第 1	計画策定の背景・目的	P 1
	1 背景	
	2 目的	
	3 現状と課題	
第 2	計画の対象	P 5
第 3	計画の基本的な方向	P 5
第 4	策定及び実施主体	P 6
第 5	実施期間	P 6
第 6	計画の公表・見直し	P 6
第 7	推進すべき施策	P 6
	1 建築確認から完了検査までの建築規制の実効性の確保	P 6
	2 既存建築物、建築設備、昇降機等の適切な維持管理を通じた安全性の確保	P 8
	3 既存建築物等の安全性の向上	P 10
	4 違反建築物等対策の徹底	P 10
	5 事故・災害時の対応	P 12
	6 指定確認検査機関、建築士事務所等に対する指導・監督の徹底	P 12
	7 関係部局、関係機関等との連携強化	P 13
	8 消費者等に対する情報提供、普及啓発	P 14

(参考)

○用語の解説

○問い合わせ窓口一覧

第1 計画策定の背景・目的

1 背景

福岡県では、建築物の安全性等の確保に関する県民の期待に応えるため、平成11年の建築確認制度の民間開放を契機に、県内の特定行政庁と協力し「福岡県建築物安全安心実施計画」を策定した。以降、計画を随時見直ししながら、安全安心な建築物を確保するための取り組みを進め、完了検査率が改善される等一定の成果をあげてきた。

また、「第5次福岡県建築物安全安心実施計画」以降の計画は、国土交通省の「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」を踏まえ、県内の特定行政庁（福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市）において「福岡県五特定行政庁連絡協議会」を設立し、共同で計画を策定してきたところである。

しかしながら、平成11年から現在に至るまで、構造計算書偽装等の事件や簡易宿泊所の火災事故等の建築物の安全安心の観点から看過できない事件・事故が多く発生している。また、管理不全による著しく保安上危険な建築物等や近年熊本地震、九州北部豪雨等が発生する等の災害への対応も課題となっている。

特定行政庁の役割が、建築確認制度の民間開放により、違反是正、処分等の監督業務へと移行するなか、建築行政を取り巻く状況は大きく変化してきており、これまで実施してきた取り組みを持続的なものとし、多様化する課題、社会的要請に対して迅速に対応するため、福岡県内の特定行政庁が取り組む事項について、関係機関、関係団体等と連携し、総合的かつ計画的に推進していくための指針となる第7次福岡県建築物安全安心実施計画を策定するものである。

2 目的

本計画は、社会情勢の変化や法改正に適確に対応しつつ、より一層の施策推進を図ることにより、県内の建築物について、安全安心なストックの形成を目的とする。

（1）新築、増改築等に係る建築物

迅速かつ適確な建築確認審査の徹底、中間検査・完了検査の徹底及び工事監理の適切な実施等により建築規制の実効性を高める。

（2）既存建築物

定期報告制度の適確な運用、防災査察の実施及び保安上著しく危険又は衛生上著しく有害な建築物（以下「保安上危険な建築物等」という。）の所

有者又は管理者（以下「所有者等」という。）への指導等により既存建築物の適切な維持管理を通じた安全性の確保及び向上を計画的に取り組む。

（3）違反建築物

違反建築防止に関する周知、違反建築物の早期発見及び是正、違反对策推進体制の充実、違反建築物の所有者等に対する指導及び処分の厳正な実施等により違反建築物対策の徹底に努める。

3 現状と課題

（1）現状

①建築確認検査の状況

福岡県内では、平成30年度に約2万件の建築確認申請があり、指定確認検査機関がそのうち90%以上を担っている。

本実施計画を関係機関と連携し取組んだ結果、完了検査率^{注1)}は平成26年度には95%まで上昇した。しかし、近年上昇の鈍化がみられ、また、依然として完了検査を受けていない建築物も存在する。

注1)完了検査率とは、当該年度における完了検査済証交付件数を当該年度における確認済証交付件数（用途変更に係る確認済証交付件数を除く）で除した指標を指す。

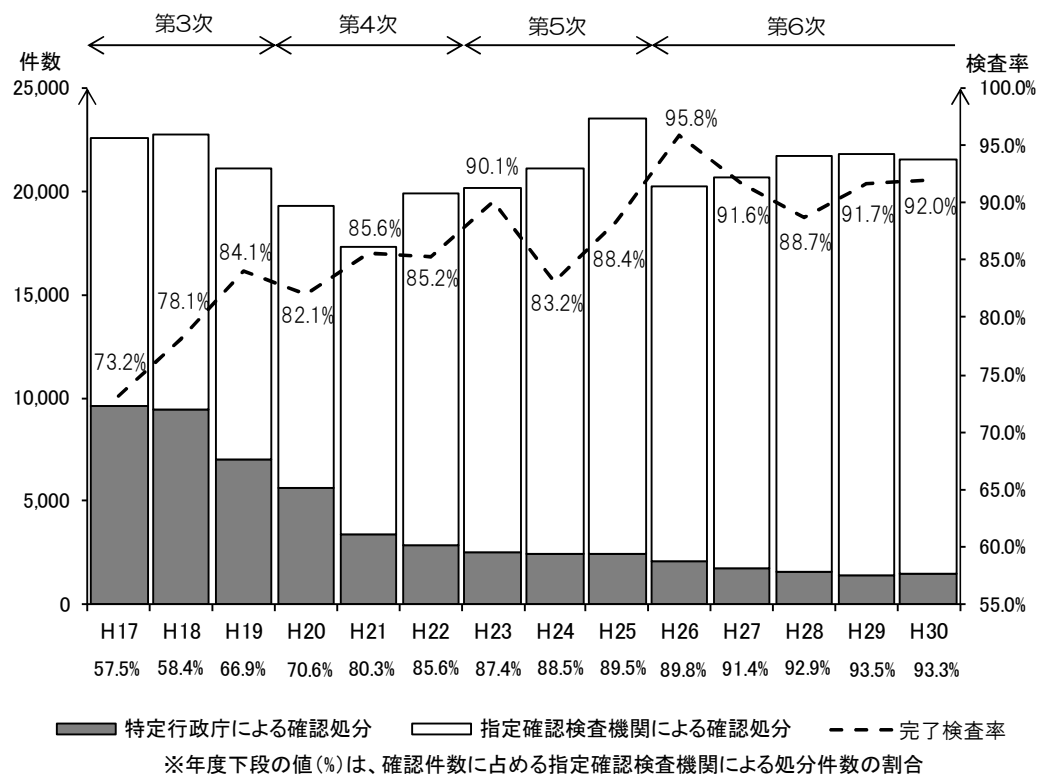


図1 年度別確認処分件数（特定行政庁・指定確認検査機関別）及び完了検査率

②指定確認検査機関及び構造計算適合性判定機関の状況

平成31年3月31日時点における福岡県内（一部を含む）を業務区域とする指定確認検査機関は19機関であり、構造計算適合性判定機関は4機関である。

指定確認検査機関 総数	19	福岡県が委任した構造計算適合性判定機関 総数	4
国土交通大臣指定	17	国土交通大臣指定	2
九州地方整備局指定	1	福岡県知事指定	2
福岡県知事指定	1		

表1 指定確認検査機関及び構造計算適合性判定機関数

③建築士事務所の状況

建築士事務所登録数は、平成31年3月31日時点において3,662件となっており、平成26年同日時点と比較し若干の減少傾向にある。

また、平成19年の建築士法の改正により創設された、「設計等の業務に関する報告書」の報告（以下「業務報告」という。）は、低調な状況が続いている。

建築士事務所登録数	H26	H27	H28	H29	H30
一級建築士	3,045	3,052	3,040	3,004	2,928
二級・木造建築士	756	770	768	749	734
登録数 計	3,801	3,822	3,808	3,753	3,662
前年同日比	—	0.6%	-0.4%	-1.4%	-2.4%

表2 建築士事務所登録数

④定期報告の状況

定期報告率^{注2)}（建築物）は、法改正に伴う対象建築物の拡大等により、平成26年度の81.2%をピークに減少傾向にあり、定期報告率（設備）は、平成28年度に68.7%があるものの、概ね75%と増加傾向にある。また、防火設備の定期報告については、平成28年度に新設された制度であり他の報告率よりも低く50%程度で推移している。

注2) 定期報告率とは、当該年度に報告があった定期報告書の報告件数を当該年度に報告義務のある対象建築物数で除した指標を指す。

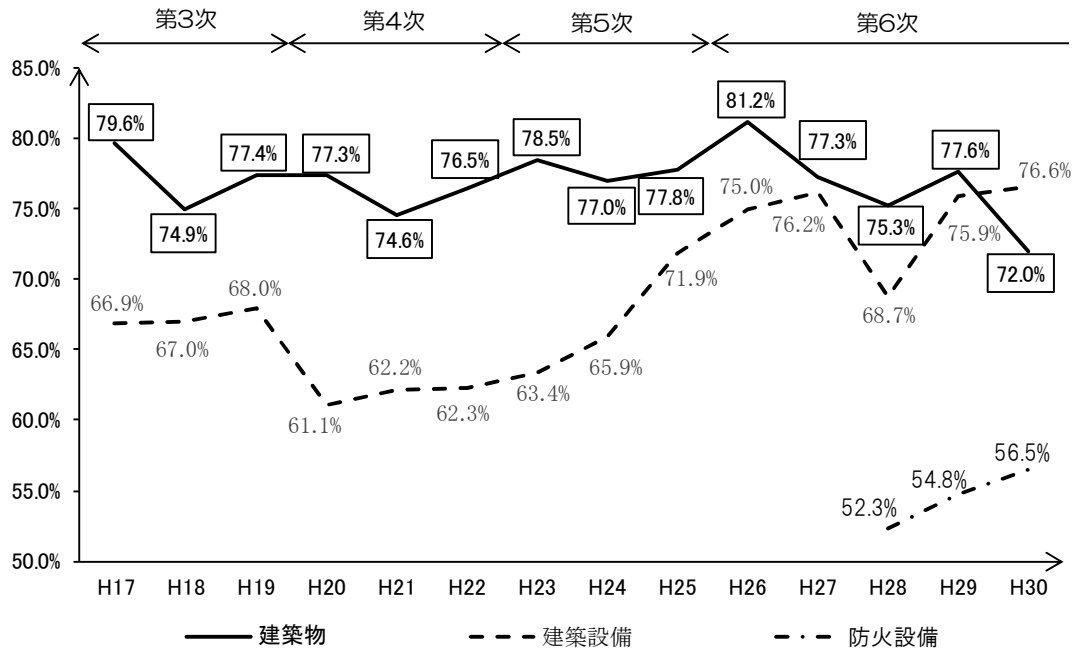


図2 年度別建築物・建築設備・防火設備別定期報告率

※定期報告率（昇降機）は、95%以上と高いため、掲載省略している

⑤その他

近年、少子高齢化の進展、中古市場の流通等の社会的要因に加え、所有者等の不適切な維持管理及び不在に伴う管理不全等により、今後そのまま放置すれば保安上著しく危険となる既存建築物が増加してしまう。

(2) 課題

①建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

完了検査率については、概ね90%程度の検査率を維持しているものの、未検査のまま使用している例や、適切な工事監理が行われていない例も見受けられる。

また、今後とも建築確認検査の担い手となる指定確認検査機関及び構造計算適合性判定機関において、適確な審査業務の実施が求められるなか、特定行政庁には、両機関に対して適切な助言等を行うとともに、設計・工事監理者である建築士及び建築士事務所等に対して適宜指導することが求められる。

②既存建築物、建築設備、昇降機等の適切な維持管理を通じた安全性の確保及び安全性の向上

所有者等には、通常の維持保全に加え、近年の地震、火災等の災害・事故を踏まえ、現行法に適合しない既存不適格建築物について、耐震性能、

防火性能の改善を図ることにより、甚大な被害を防ぐための適正管理が必要とされており、適切な指導が求められている。併せて、管理不全になっている既存建築物への対応が今後ますます必要になると懸念される。

③違反建築物対策の徹底

過去に、簡易宿泊所の火災、違法設置エレベーター等の事故により、重大な人的被害が生じていることを踏まえ、事故が発生した際に、被害を拡大させないため、違反建築物に対する指導を行うとともに、違反防止に向けた計画的な取り組みが必要である。

④災害への対応

災害が発生した際には、関係機関との連携による迅速かつ適確な対応が求められる。

第2 計画の対象

本計画は建築基準法、建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度を対象とする。

第3 計画の基本的な方向

(1) 既存建築物の適正な維持管理

既存建築物の安全性を確保するため、定期報告制度や防災査察制度、耐震改修促進法等を十分に活用し、既存建築物の適正な維持管理及び向上を図る。

また、「既存不適格建築物に係る指導・助言・勧告・是正命令制度に関するガイドライン」を踏まえ、顕在化しつつあるそのまま放置すれば保安上危険な建築物等の所有者等への指導等を行う。

(2) 民間の指導、監督

円滑な建築行政の推進に向け、指定確認検査機関等との連携を図るとともに、確認審査・検査業務の公正かつ適確な実施を確保するため、指定確認検査機関等への指導、監督を徹底する。

また、適切な設計、工事監理、工事施工を通じた安全性確保のため、建築士事務所、建設業者への指導・監督を徹底する。

(3) 執行体制の充実

安全安心な建築物の確保に向け、特定行政庁、消防部局、医療・福祉部局等の関係行政部局及び指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、公益社団法人福岡県建築士会、一般社団法人福岡県建築士事務所協会等との協力、連携を深め、効果的な執行体制の構築を図る。

第4 策定及び実施主体

本計画は福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市で構成する「福岡県五特定行政庁連絡協議会」において策定し、連携を図り実施する。

第5 実施期間

本計画の実施期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第6 計画の公表・見直し

本計画は、福岡県五特定行政庁連絡協議会のホームページにて公表する。また、必要に応じて検証し、随時見直すものとする。

なお、目標値の達成状況は次期計画にて公表する。

第7 推進すべき施策

1 建築確認から完了検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

①特定行政庁の建築確認審査

各特定行政庁で策定する「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」に定めた建築確認審査の迅速化のための取り組みや審査過程のマネジメントに基づいて迅速かつ適確な建築確認審査の徹底を図る。

②指定確認検査機関の建築確認審査への対応

- 1) 指定確認検査機関からの確認審査報告書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに指定確認検査機関及び設計者等の関係者に対して報告を求め事実確認を行う。
- 2) 確認審査報告書により、建築基準関係規定に適合しないと認める場合は、速やかに適合しない旨の通知を行う。
- 3) 必要に応じて、指定確認検査機関に対し、当該確認審査の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示する。

③建築確認審査の統一的な運用への取組み他

福岡県五特定行政庁連絡協議会は、「確認検査担当者会議」を開催し、県内に事務所を置く指定確認検査機関と審査基準等の解釈、取り扱いについて意見交換、情報交換を行い、その統一的な運用に努めるとともに、増築や用途変更等に係る全体計画認定制度の円滑な運用に努める。

(2) 中間検査・完了検査の徹底

①中間検査・完了検査の周知

- 1) 中間検査・完了検査の実施を徹底するために、確認済証の交付時に検査の申請が必要である旨を建築主等へ周知するよう指定確認検査機関へ

協力依頼する。

- 2) 完了検査率の状況を鑑み、必要に応じて、完了検査申請が必要である旨を建築主に知らせる。
- 3) 工事現場のパトロールの実施等により、工事監理者等に対して中間検査・完了検査の申請を指導する。
- 4) 関係団体等と連携を図り、講習会、研修会等の際に中間検査・完了検査申請の提出を会員に周知する。

②指定確認検査機関の検査への対応

- 1) 指定確認検査機関からの完了検査報告書等の内容に疑義が生じた場合、速やかに指定確認検査機関及び工事監理者等の関係者に対して報告を求め事実確認を行う。
- 2) 完了検査報告書等により、建築基準関係規定に適合しないと認める場合は、速やかに違反是正の命令その他必要な措置を行う。
- 3) 必要に応じて、指定確認検査機関に対し、当該検査の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示する。

③関係団体との連携

実効性のある中間検査及び完了検査の円滑化に向けて、関係団体と工事監理業務及び受検体制のあり方について協議を行う。

④完了検査率の目標値

上記①の周知徹底を行い、計画期間内の各年度における完了検査率の目標値を95%以上とする。

(3) 仮使用認定制度の適確な運用

①指定確認検査機関の仮使用認定制度への対応

- 1) 指定確認検査機関からの仮使用認定報告書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに指定確認検査機関及び工事監理者等の関係者に対して報告を求め事実確認を行う。
- 2) 仮使用認定報告書等により、建築基準関係規定に適合しないと認める場合は、速やかに違反是正の指導その他必要な措置を行う。
- 3) 必要に応じて、指定確認検査機関に対し、当該検査の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示する。

②仮使用認定制度の統一的な運用への取組み

福岡県五特定行政庁連絡協議会は、前掲の「(1)迅速かつ適確な建築確認審査の徹底」と同様に、「確認検査担当者会議」を開催し、県内に事務所を置く指定確認検査機関と審査基準等の解釈、取り扱いについて意見交換、情報交換を行い、その統一的な運用に努める。

(4) 工事監理業務の適正化とその徹底

- ① 工事監理者を適正に選定せず工事着手している建築工事については、工事を停止して、速やかに工事監理者を適正に選定するよう建築主等を指導する。
- ② 工事監理業務に係る講習会を開催するよう、関係団体に呼びかけ、建築士の工事監理能力の向上を図る。
- ③ 県は次の項目を各種講習会等により周知する。
 - 1) 建築士事務所が設計又は工事監理の受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、建築主に対し、重要事項の説明を行うこと。
 - 2) 建築士事務所が受託契約を締結したときは、委託者に対し、受託内容を記載した書面の交付を行うこと。
- ④ 県は建築士事務所への立入検査を行い、工事監理報告書、業務実績帳簿等の図書の整備状況、業務実績等閲覧書類の備え置き状況、受託内容を記載した書面の交付状況を確認する。
- ⑤ 県は工事監理者に選定されているにもかかわらず、常習的に中間検査・完了検査を受検していない建築士が所属する建築士事務所に対しては、特定行政庁と連携して立入検査を重点的に行い、指導を強化する。

2 既存建築物、建築設備、昇降機等の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

① 定期報告制度の徹底

既存建築物の中でも避難弱者が日常的に利用する施設や不特定多数の者が利用する特定建築物とその建築設備等、昇降機及び遊戯施設について、災害、老朽事故等の発生を防止し、発生した事故についてはその拡大を抑止するためには、適法な維持保全が不可欠であることから、定期報告制度の徹底を図る。

< 特定行政庁が指定する定期報告対象建築物 >

次のうち一定規模以上のもの

- a 劇場、映画館等
- b ホテル、旅館
- c 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）
- d 百貨店、マーケット
- e 共同住宅
- f 地下街

②定期報告率の目標値

定期報告制度の適確な運用を図るため、計画期間内における各年度の定期報告率の目標値を、建築物及び建築設備は80%以上とする。なお、防火設備については、平成28年度より制度が開始されており、関係団体等への周知を行い制度の普及に努める。

③建築物等の実態把握

当初の建築確認時には定期報告対象建築物として特定行政庁が指定する要件を満たさなかったものが、その後、建築確認申請等の手続きが不要な用途変更、増改築等により指定要件を満たすようになっている場合がある。このため、関係部局等との情報共有化を図り、情報をもとに立入調査の実施等により、定期報告対象の指定要件を満たすか否か等、管内の建築物等の実態把握に努める。

④定期報告制度の運用強化

報告対象建築物等の所有者等に通知を行い、特定行政庁が指定する期間に報告がなされないものは、書面による督促を行う。また、その督促に応じない場合、必要に応じて当該建築物等に対する立入調査を実施し、報告を求める。

⑤是正措置等の徹底

定期報告を受理した場合は速やかに内容を確認し、「要是正」の指摘項目がある場合は、当該建築物等の所有者等に対し是正措置を講ずるよう指導する。

(2) 防災査察の実施による維持保全の推進

適法な維持保全による建築物の安全性確保のため、定期的に消防部局と連携して防災査察を実施し、現地において建築物の状況を調査し、適正な維持管理の重要性を周知するとともに必要な指導を行う。

(3) 保安上危険な建築物等への対応

近年、所有者等の管理不全等により、保安上危険な建築物等の存在が顕在化しつつあることを踏まえて、損傷、腐食その他の劣化が進みそのまま放置すれば同様に危険な建築物となることが予想される予備軍も含め、当該所有者等に対して、指導・助言等を行う。なお、空き家等管理不全となっている住宅及びその予備軍については、関係部局及び市町村と連携を図るとともに、関係部局等に対して助言を行う。

3 既存建築物等の安全性の向上

(1) 建築物に係るアスベスト対策の推進

- ①吹きつけアスベスト等を有する建築物の調査を継続して行い、所有者等に対し、様々な機会を捉えて、アスベスト対策の必要性を周知する。
- ②所有者等からの相談に対し、助言等を行うとともに、ホームページ等を活用し、アスベスト対策に関する情報提供を行う。
- ③県は県内市町村に対し、アスベスト対策に係る補助制度の導入や活用を図るよう、周知及び指導に努める。

(2) 維持保全に係る計画策定の推進

維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じる必要がある既存建築物については、所有者等の作成する計画等に適宜助言を行う。

(3) その他の既存建築物等の安全性の向上の推進

建築後相当期間が経過し、現行基準に適合しない既存不適格となる建築物については、防火設備の水準向上等の性能改善を図ることにより、火災の甚大な被害を抑止する一助となること、また、同様に既存不適格となるエレベーターについても、地震時の安全対策機能への対応が、故障・損傷、閉じ込め事故に有効であることから、現行基準に適合する性能改善について指導等を行う。

その他、4m未満の狭あい道路については、必要に応じて火災発生時等に避難上支障とならないように、道路の管理者等に対して道路後退の指導・助言を行う。

4 違反建築物等対策の徹底

(1) 違反建築物等対策の徹底

①違反建築の防止に関する周知

違反建築の防止に関して、県民及び建築関係団体等に周知の徹底を図るため、全国的に実施される違反建築防止週間等を活用して、パンフレット等を利用した周知活動及び県内一斉建築パトロール等を行う。

②工事中の建築物の違反对策

違反建築物への対応は早期発見・早期是正が重要である。このために巡回パトロール及び中間検査等において発見した工事中の違反建築物等については、早期の違反処理又は指導を行う。

③既存建築物の違反对策

既存建築物については、適法な維持管理が重要であるが、建築基準法上

の建築確認申請の手続きを要しない用途変更や増改築及び大規模の修繕・模様替えは、建築主や事業者等に、法の規制を意識しないまま違反となる工事が実施されることも見受けられる。このため既存建築物の違反の把握に努め、建築基準法違反等の通報があった建築物、定期報告対象で未報告の建築物、完了検査済証未交付建築物等で、立入検査等により重大な違反を把握した建築物を重点的に、早期に是正及び解消に努める。

④エレベーターの違反对策

労働基準監督署と連携し、違法設置エレベーターや確認・検査を受けずに設置されたエレベーター等実体違反のおそれがあるものの情報把握に努め、早期是正に向け適確な措置を行う。

(2) 違反对策推進体制の充実

①違法行為等の情報を把握した場合の初動対応

違法行為等に関する情報を把握した場合、所管の特定行政庁に情報提供を行い、情報提供を受けた特定行政庁は、所有者等からの報告聴取及び建築物への立入検査等により違反事実の把握に努める。

また、重大な違反の可能性が高いと判断される場合は、本協議会にて情報共有を図るとともに、早期に建築物の設計者、工事監理者、建設業者等に係る情報を所管する国及び県に情報提供を行う。

②関係機関との連携強化

五特定行政庁建築指導主務課、県消防防災主務課、消防本部、県警、県衛生主務課、政令市衛生主管部局から構成される県消防防災主務課主催の「福岡県雑居ビル等防火安全対策連絡会議」等の組織を活用して、相互の情報交換による実態把握並びに是正指導等に関する連携の強化及び調整等を行う。

(3) 違反是正の徹底(所有者等)

①違反建築物の所有者等に対する指導及び処分

違反建築物の所有者等に対し是正措置の状況等についての報告を求め、必要な措置が講じられていない場合は是正措置を講ずるよう指導する。再三の指導等にも従わず改善の意思が見られない所有者等で、かつ周辺に与える影響が重大な違反の場合等には、建築基準法第9条に基づく工事停止命令、是正命令、使用禁止命令等の厳正な処分を行う。

また、命令に従わない悪質な所有者等については、警察と連携して告発を検討する。

②継続的な取り組み

違反对策の取り組みについては、ドライクリーニング工場や違法エレベ

一ター等、過去より継続的に行っている案件もある。違反对策を適確かつ継続的に行うため、違反処理経過記録等のデータベース化を含む持続可能な体制の整備に努める。

5 事故・災害時の対応

(1) 事故発生時における対応

- ①警察、消防部局等の関係機関と連携して、迅速かつ正確な情報の把握に努める。
- ②収集した情報をもとに適確な対応を行い、事故に係る建築行政としての調査の実施、原因究明、再発防止対策の指導等を行うため、本協議会にて情報共有を図るとともに、国及び県への情報提供を行う。
- ③重大な事故の可能性が高い場合は、類似建築物等へ緊急点検を行うとともに、継続的な再発防止対策の指導に取り組む。

(2) 災害発生時における対応

- ①消防部局と連携し、迅速かつ正確な災害情報の把握を行う。
- ②被災建築物応急危険度判定士の確保に努める。
- ③二次災害を防止するため県、県内市町村、関係団体で構成される「福岡県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会」を活用し、被災建築物応急危険度判定士の講習会の開催や連絡訓練、マニュアル整備及び迅速な判定の実施等の支援体制の整備を行う。

6 指定確認検査機関、建築士事務所等に対する指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督

- ①建築物の確認検査の適正な実施を確保するため、各特定行政庁は連携して指定確認検査機関への立入検査を行う。また、県は指定構造計算適合性判定機関への立入検査を行う。
- ②指定確認検査機関への立入検査の結果、一定の違反事実等があると認められるときは、その旨を指定権者である国土交通省または県へ報告する。
- ③県指定の指定確認検査機関が行う確認検査業務及び指定構造計算適合性判定機関が行う構造計算適合性判定業務に係る不正行為等については、「処分の基準」に基づき厳正に対処する。
- ④指定確認検査機関から提出される確認審査報告書等の内容の確認を強化し、確認処分が適切かチェックし、必要な指導等を行う。

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

- ①県は、建築士事務所の適正な業務運営を確保するため、建築士事務所への

立入検査を実施する。

- ②建築士が違反建築物の設計及び工事監理等に関与している場合は、一級建築士にあつては国土交通省へ、二級建築士又は木造建築士にあつては県への通知を徹底する。
- ③県は、通知を受けた二級建築士又は木造建築士について「建築士法に基づく処分基準」に基づき厳正な処分を行い、処分を受けた建築士が所属する建築士事務所についても、「建築士法に基づく処分基準」に基づき厳正な処分を行う。
- ④関係団体等との連携により、業務報告に関する周知を行い、業務報告率の改善を図る。

7 関係部局、関係機関等との連携強化

(1) 消防部局、医療・福祉部局との連携強化

消防部局や医療・福祉部局との連携を図り、建築物等の情報の共有化を図り、迅速な対応に努める。特に令和元年の建築基準法改正により、既存建築ストックの活用の観点から、戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化がなされていることに留意し連携に努める。

(2) 特定行政庁間等の連携強化

他の都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関等と積極的な情報交換を行うことにより、各種問題事項の早期発見に努める。

また、原則、職員向けの確認検査の実務研修等の内部執行体制の充実を図ることを目的とした研修については、各特定行政庁において実施することとするが、高度の専門的知識及び技術等に係る研修については、連携して実施するよう努める。

(3) 関係団体との連携強化

①建築士等に対する情報提供

公益社団法人福岡県建築士会、一般社団法人福岡県建築士事務所協会等が実施する講習会等を活用して、建築士等へ積極的な情報提供を行う。

②関係団体と設立した各協議会による連携

建築確認検査の円滑化方策を検討する目的で設立した「福岡県建築確認円滑化対策連絡協議会」、ブロック塀の安全性の向上を図る目的で設立した「福岡県ブロック塀等安全対策推進協議会」等の特定目的にて関係団体等と設立した協議会がある場合には、当該協議会を通じ連携強化を図る。

(4) その他の関係機関との連携強化（再掲）

五特定行政庁建築指導主務課、県消防防災主務課、消防本部、県警、県衛生主務課、政令市衛生主管部局から構成される県消防防災主務課主催の「福岡県雑居ビル等防火安全対策連絡会議」等の組織を活用して、相互の情報交換による実態把握並びに是正指導等に関する連携の強化及び調整等を行う。

8 消費者等に対する情報提供、普及啓発

(1) 建築主に対する情報提供、普及啓発

建築物に対する安全性の確保には、所有者等の意識の向上が不可欠であることから、所有者等に対して建築物に関わる制度、適切な維持管理、事故の事例等の必要な情報を、リーフレットの配布、ホームページの活用及び指定確認検査機関を通じた広報等により提供し、普及啓発を図る。

特に過去に地震時の事故原因となったブロック塀の安全対策については、福岡県ブロック塀等安全対策推進協議会を通じた関係団体との連携により、所有者等への情報提供及び相談に対応する。

(2) 建物管理者や建築士等の調査資格者に対する情報提供、普及啓発

関係団体と連携して、制度の改正等があった際は、所有者等や建築士等の調査資格者を対象とした建築物の維持保全に関する講習会を実施し、技術情報の提供、建築物の防災意識の向上、定期報告制度の周知徹底を図る。

用語の解説

【建築基準法】

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準を定めた法律のこと。

【建築士法】

建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格と業務内容を定めた法律のこと。

建築士には、国土交通大臣の免許を受けた一級建築士と都道府県知事の免許を受けた二級建築士、木造建築士がある。

【特定行政庁】

建築基準法に定められた、都道府県知事、建築主事を置く市町村の長のこと。
福岡県内には福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市がある。

【建築確認、確認済証】

建築基準法に定められた、建築物の着工前に必要な手続きのことを「建築確認」といい、建築主が特定行政庁に置かれる建築主事や指定確認検査機関に申請書を提出し、計画が建築基準関係規定に適合しているか確認を行うもの。確認がなされれば設計図書とともに「確認済証」が交付される。

【中間検査】

建築基準法に定められた、建築物の工事中に必要な手続きのことを「中間検査」といい、建築主が特定行政庁に置かれる建築主事や指定確認検査機関に申請書を提出し、工事中の建築物が建築基準関係規定に適合しているか検査を行うもの。適合すると認められれば「中間検査合格証」が交付される。建築規模、内容や区域により、中間検査の対象となるものが定められている。

【完了検査、検査済証】

建築基準法に定められた、建築物の工事完了時に必要な手続きのことを「完了検査」といい、建築主が特定行政庁に置かれる建築主事や指定確認検査機関に申請書を提出し、完成した建築物が建築基準関係規定に適合しているか検査を行うもの。適合すると認められれば「検査済証」が交付される。

【工事監理】

建築士法に定められた、設計図書のとおりにより工事が実施されているか確認することで、原則、建築士が工事監理者となり、その者の責任において確認されるもの。

【重要事項の説明】

建築士法に定められた、設計・工事監理契約が締結される前にあらかじめ、建築士事務所に所属する建築士が、建築主に対して行う重要事項の説明のこと。重要事項は、作成する設計図書の種類、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法等のこと。

【関係機関、関係団体】

建築基準法や建築士法に関わる機関や団体のこと。指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、公益社団法人福岡県建築士会、一般社団法人福岡県建築士事務所協会、一般社団法人福岡県建設業協会、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会等がある。

【指定確認検査機関】

建築基準法に定められた、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した確認検査を行う機関のこと。

【指定構造計算適合性判定機関】

建築基準法に定められた、都道府県知事が指定した構造計算適合性判定の業務を行う機関のこと。一定規模以上等の建築物の建築確認については、構造計算適合性判定が必要となる。

【定期報告制度】

建築基準法に定められた建築物等について、所有者等が維持保全の状況を特定行政庁に報告する制度のこと。

●特定行政庁が指定する報告対象の特定建築物及び建築設備等

用途	規模	報告の時期
劇場、映画館等	$A > 300\text{m}^2$	対象年度から3年毎
ホテル、旅館	地階または $F \geq 3$ 、かつ $A > 300\text{m}^2$	対象年度から3年毎
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)	地階若しくは $F \geq 3$ 、または $A > 300\text{m}^2$ (階数が3以上の建物)	対象年度から3年毎
百貨店、マーケット等	地階または $F \geq 3$ 、かつ $A > 1000\text{m}^2$	対象年度から3年毎
共同住宅	$F \geq 5$ (福岡市のみ5F以上のいずれかの階 $A > 100\text{m}^2$)	3年毎
地下街	居室の床面積の合計が $1,500\text{m}^2$ を超えるもの(福岡市のみ)	対象年度から3年毎
上記の建築物(共同住宅を除く)に付属する建築設備 ・換気設備 ・排煙設備 ・非常用照明		毎年
上記の建築物に付属する防火設備		毎年
昇降機(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機)、遊戯施設		毎年

※ 「 $F \geq 3$ 」とは、3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの

「A」とは、その用途に供する部分の床面積の合計

【円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書】

確認検査を行う審査機関が策定する任意計画のことで、円滑な建築確認手続きを推進することを目的としたもの。

【応急危険度判定、被災建築物応急危険度判定士】

地震により被災した建築物の二次災害を防止するために、余震等によるその建築物の倒壊や落下物の危険性の判定を行うことを「応急危険度判定」と言い、その判定資格者を「被災建築物応急危険度判定士」と言う。

問い合わせ窓口一覧

●この計画に関すること・・・

福岡県五特定行政庁連絡協議会 事務局

福岡県建築都市部建築指導課建築審査係 TEL 0 9 2 - 6 4 3 - 3 7 2 2

●建築基準法に関すること・・・

【福岡県（下記4市域以外の県内市町村の区域）】

福岡県建築都市部建築指導課建築審査係 TEL 0 9 2 - 6 4 3 - 3 7 2 2

【北九州市】

北九州市建築都市局指導部建築審査課 TEL 0 9 3 - 5 8 2 - 2 5 3 5

【福岡市】

福岡市住宅都市局建築指導部建築審査課 TEL 0 9 2 - 7 1 1 - 4 5 7 7

【久留米市】

久留米市都市建設部建築指導課 TEL 0 9 4 2 - 3 0 - 9 2 4 1

【大牟田市】

大牟田市都市整備部建築住宅課 TEL 0 9 4 4 - 4 1 - 2 7 8 7

●建築士法に関すること・・・

福岡県建築都市部建築指導課建築指導係 TEL 0 9 2 - 6 4 3 - 3 7 2 1